

令和7年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月12日（金）

2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室

3. 開 会 令和7年12月12日 午前8時57分 委員長宣告

4. 協 議 事 項

1 付託案件

議案第78号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第80号 可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第88号 指定管理者の指定について

議案第89号 指定管理者の指定について

議案第90号 指定管理者の指定について

議案第91号 指定管理者の指定について

2 委員会質疑

(1) コミュニティスクールの現状について

(2) みまもりオアシスについて

(3) 軽～中等度の難聴者に対する補聴器の助成について

(4) 不登校支援室の利用状況と今後の認知度向上に向けた取組みについて

3 報告事項

(1) 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(4) 可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(5) 可児市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）について

4 協議事項

(1) その他

5. 出席委員（7名）

委 員 長 天 羽 良 明

副 委 員 長 田 口 豊 和

委 員 林 則 夫

委 員 富 田 牧 子

委 員 川 合 敏 己

委 員 松 尾 和 樹

委 員 酒 向 さやか

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	大杉美穂
教育委員会事務局長	水野伸治	高齢福祉課長	宮原伴典
福祉支援課長	松井 章	国保年金課長	後藤文岳
子育て支援課長	野尻康宏	保育課長	可児浩之
学校教育課長	木村正男		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	平田祐二
議会事務局記 書	中島めぐみ	議会事務局記 書	大野祐貴子

○委員長（天羽良明君） おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願ひします。また、マイクのスイッチを入れてからお話しください。

初めに、付託案件、議案第78号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） おはようございます。よろしくお願ひします。

議案第78号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の4ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係規定を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、教育福祉委員会資料に基づき説明させていただきます。

資料3ページをお願いいたします。

第17条の利用乳幼児の健康診断について、資料中段の表にありますとおり、これまで児童相談所等における利用開始前の健康診断が行われた場合で、その健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認めるときにつきましては、保育所等の利用開始時の健康診断の全部または一部を実施しないことができるとしておりました。

今回、これに加えまして、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合で、その健診の内容が保育所等の利用開始時の健康診断、定期健康診断、臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認めるときは、保育所等の利用開始時の健康診断、定期健康診断、臨時の健康診断の全部または一部を実施しないことができることに改正されたものでございます。

なお、本条例の施行日は公布の日となります。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第78号に対する質疑を行います。

○委員（川合敏己君） 以前にももしかしたら聞いたことがあるかもしれないんですけど、これは利用前の何か月ぐらいまでの診断が有効になってくるんですか。

○保育課長（可児浩之君） 何か月前までという具体的な明示はなかなかないんですけども、運用上は半年ぐらいをめどに運用しているということはお聞きしたことがございます。以上です。

○委員（富田牧子君） 改正後は母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合と書いてありますよね。例えば定期健康診断年2回というところです。

そうすると、この母子保健法に基づく乳幼児健診というのは、どれぐらいですか。何か月健診、3か月、6か月、それから1歳半というふうになりますよね。そうすると随分間が空くじゃないですか、年2回って言っていたのに、そんなことでいいんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 今回のもともとの法改正の趣旨につきましては、地方分権改革の自治体提案という制度が今あります、その中で自治体の中から利用乳幼児の健康診断につきましては、実態として、この母子保健法に基づくいわゆる健康診断を、保育所の定期健康診断であったりとか、利用開始時の健康診断に実態としてもう当てているという状況が国の調査の結果分かったということが基で、その辺りを柔軟に実態に合わせて対応していくこうという国の判断がございまして、国家的保育事業等の基準が改正されたものになります。

それに合わせて、今回私どもの家庭的保育事業のほうも合わせるという形になりますので、どこまでの期間の部分を見るかというのをごりますけれども、今回追加になった母子保健法に伴う乳幼児健診というのは、資料にも一番下の表にありますけれども、4か月健診であったりとか1歳6か月健診、例えば2歳の子が実際に新たに就園する場合に、1歳6か月健診の内容をもって就園時の健康診断ということで、保護者からこれをもうやっているので就園時の健康診断に代えてくださいという申出があった場合については、それを実際に保育所の就園時の健康診断とすることができますという、できる規定になりますんで、もう既に就園している、例えば1歳でもう既に保育園に就園している子につきましては、当然各保育園のほうで定期健康診断を受けていますので、それも実施しておりますので、年2回。その辺りはなかなか解釈が難しいところもございますけれども、全体の内容はそういった内容になります。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほどの話は、だから、実際に就園している子については、ちゃんと健康診断をやっているということで、じゃあ家庭的保育事業の中でそれは同じように行われているんですか、どうなんでしょうか。

その子供たちに対して、年2回とか年1回でもいいですけど、ちゃんと健康診断をされていると。期間が短いから、家庭的保育の場合は、そんなのをやらなくてもいいとか、そういうことなんですか。

○保育課長（可児浩之君） 今のもう既に就園している子の定期健診につきましては、当然小規模保育施設なんかは可児市が認可者になりますので、監査も行っておりますけれども、各施設とも年2回実施しておりますので、その辺りは法定のものをしっかりとやっているということで御認識いただければよろしいかと思います。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第78号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第78号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） 議案第79号 可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の4ページをお願いいたします。

このたびの条例制定につきましては、令和8年度から全市町村で実施する乳児等通園支援事業、いわゆることども誰でも通園制度でございますけれども、これにつきまして児童福祉法の一部が改正されまして、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業に位置づけられたことに伴い、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、または参照して可児市における認可に関わる設備及び運営基準を規定する条例を制定するものでございます。

次に、具体的な条例内容につきましては、教育福祉委員会資料に基づき説明させていただきます。

資料4ページをお願いいたします。

4ページ、表の右の欄にありますとおり、網かけ部分が内閣府令に従うべき基準、それ以外のところが参照する基準ということになります。

なお、可児市における今回制定する条例の基準につきましては、内閣府令と同様といたしまして、市独自の参照基準については設けておりません。

次に、資料5ページをお願いいたします。

具体的な条例概要でございます。

第2条につきましては、最低基準の目的として、利用乳幼児が心身共に健やかに育成されることを規定しております。

第3条は、市が最低基準の向上に努めることを、第4条は事業者が最低基準を超えて設備・運営を向上させることを規定しています。

第5条は、事業者の一般原則として、人権の尊重、定期評価の実施、必要な設備の設置等を規定しています。

第6条から第8条につきましては、事業者が行う安全対策としまして、災害対策の実施、安全計画の策定、自動車利用時の所在確認等の徹底を規定してございます。

第9条、第10条は、事業所の職員の一般的要件、職員の知識、技能の向上等について規定

しています。

第12条は、事業者の差別的取扱いの禁止を、第13条は事業所の職員の虐待等の防止を規定しています。

第14条は、事業者の適正な衛生管理について、第15条は食事提供時の調理設備の設置について、第16条は事業者の運営規程の作成について規定しております。

続いて、資料6ページをお願いいたします。

第17条は、事業所に備える帳簿について、第18条は事業所の職員の秘密保持について、第19条は事業者の苦情対応窓口の設置、必要な改善の実施について規定しています。

第20条は、事業実施方法について、余裕活用型と一般型の2つの方法について規定しております。

第21条から資料7ページに入って、第24条までは一般型の設備、職員の基準、内容等について規定し、第25条は余裕活用型の設備、職員の基準について規定しております。

条例内容は以上になりますが、施行日につきましては公布の日からということでございます。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第79号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 一般型と余裕活用型についてもう少し詳しく教えてください。

○保育課長（可児浩之君） まず余裕活用型でございますけれども、保育所等のもともとの利用定員、例えば100人の利用定員ということで運営している保育所がございまして、その中でたまたま実際の利用者が例えば80人だった場合に、最終的な定員を100人までは受けができますことになりますので、実際に利用がない20人分をこども誰でも通園制度でいわゆる定員の余裕を活用して実施するというのが余裕活用型ということになります。

これに対しまして、一般型というものにつきましては、今の保育所の定員100人利用定員があるというところの中で、いわゆるそれとは別にこども誰でも通園制度の定員を設定して、例えば20人を設定して実施するのが一般型ということになりますけれども、この場合につきましては、その20人をさらに受け入れる施設の面積が必要になりますので、基本的には通常そんなに大きく余裕を取った保育園でなければ、基本は定員どおり100人の面積基準に対応した施設になりますので、単純に考えると、一般型をやろうとするとプラスアルファで施設整備をしていかないとできない形になります。

この辺りが余裕活用型と一般型の違いということになります。以上です。

○委員（富田牧子君） それで、この間、山田議員が質問されましたけど、そのときに市がやるのは、市総合会館の1階の元絆る～む、今は絆る～むは違うところでやっているわけですね。そこでやるということで、それは一般型という形になるわけですか。

この余裕型というのを、例えば民間のところがやるという場合もあるけど、今のところ民間のところでそのような余裕があるということはないというか、民間の状況はどうなんですか。

○保育課長（可児浩之君） まず、この前山田議員の一般質問でお話しましたとおり、公立施設として実施するのは市総合会館の1階の旧絆る～むのところで実施をさせていただきます。これは一般型という形で実施をいたします。

今、富田委員からお話のありました余裕活用型についてですけれども、可児市におきましては、御存じのとおり一定の潜在待機児童がおりまして、なかなか市内の保育所を見渡しても、ほとんどが利用定員いっぱいに近い形の受入れをしていただいておるところでございまして、先ほど例で申し上げたような中で、余裕を活用してやるということの余裕がないというか、もともと空き枠がほとんどないものですから、可児市内において民間事業者の方が余裕型を実施していただくということにつきましては、なかなか難しいところがあるのかなというふうには考えております。

国の根本的な考え方には、いわゆることども誰でも通園制度は全市町村で実施をスタートするんだけれども、それによって通常の保育枠をいわゆる食ってしまって、それに基づいて結局待機児童が増えたりとか、潜在待機児童が増えたりすることについては、それは適切ではないというふうに国の方も言っておりますので、仮にその民間事業者から余裕活用型の認可申請が例えば市に出てきた場合につきましても、市としても通常の保育枠への影響も含めて認可を判断していくということを考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） そこでちょっと私よく分からぬのであれなんですけど、例えばすみれ楽園で実施している地域何とかというのがありますよね、普通の枠とは違って。そういうのってこれに該当するといったらおかしいけど、ような形じゃないかなと思うんです。あそこら辺は一体どの部分にカウントされていて、余裕型にならないのかということをちょっとお伺いしたいんですけど。

それをやれということではありませんよ。やっていることの内容があんまり多岐にわたりすぎて、よく理解ができないということなんですね。

○保育課長（可児浩之君） すみれ楽園の今の地域型というのは、ちょっと私も承知していないので……。

○委員（富田牧子君） 地域支援、地域何とか支援者というのありましたよね。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 多分おっしゃっておられるのは、地域子育て支援拠点のことだと思うんですけども、こちらは預かりサービスではございませんで、地域の保育所を活用して保護者の方の交流の場であったりですとか、お子さんの子育てに関する相談窓口という形で、拠点という形で可児市として補助金を交付する形で事業を実施していただいているというものでございますので、ちょっと預かりサービスとは違うということで御理解をいただければと思います。以上です。

○保育課長（可児浩之君） すみません、それを踏まえましてですけれども、今回のことでも誰でも通園制度につきましては、御承知のとおり3歳未満の未就園児を対象にしている新たな制度になりますので、既存の制度で類似しているものと申し上げますと、今の一時預かり事業が類似しているんじゃないかということもありますけれども、国としては、今の未就園児

の保護者にも支援を強化していくという趣旨の下、今回のことでも誰でも通園制度というものを創設して、一つは子供の成長にいいだろうということが一つと、あとは保護者が実際にそういういたところを利用することで、先ほどちょっと子育ての地域拠点のお話もありましたが、相談をしたりとか、そういうことがしやすくなるというのもこども誰でも通園制度の趣旨でありますので、そういう意味で制度がすごく分かりにくい、似通っているので分かりにくいというのはよく分かりますけれども、一応そういったものを踏まえて新設された制度ということになりますので、お願ひいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

川合委員。

○委員（川合敏己君） 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の話で今ちょっと出ていましたので、2歳児未満、2歳児に満たない乳幼児をここでは預かることができるということで、乳児室とか匍匐室、それを設置しなければいけないというふうになっております。

これには面積基準があるんですけど、これって部屋として設けるのか、それとも混在させてもいいものなのか、ちょっとそこら辺を教えていただけだと。

○保育課長（可児浩之君） おっしゃるとおり、乳児室とか匍匐室、こちらの面積基準がございますので、こちらを網羅した設備、環境の中でお預かりするということになります。

先ほど言ったように、一般型と余裕活用型とあるわけなんですけれども、余裕活用型については、今の面積基準自体は、いわゆる保育所なら保育所につくるわけですので、こども誰でも通園制度を。保育所の基準に応じたものになりますし、逆に一般型につきましては、一時預かりと同じような面積基準ということを網羅すればいいという、施設的にはそういう形になります。乳児室と匍匐室はそれぞれ別々で面積基準を設定するということになります。

○委員（川合敏己君） そうすると、年度によって、例えば預かる子供によってちょっと変わってくる可能性もあるわけなんですよね。だから、例えば乳児室の面積を2人分で確保していれば、もうそこはもう2人までしか預かれないとということですね。

ほかに保育室とか遊戯室に関しては、それはそれでまた確保しなきゃいけないということなんですよね。

つまり、必ず別々のブロックで面積を確保していかなければ、それ以上の対象の乳幼児は預かれないとということでおろしかったですか。

○保育課長（可児浩之君） 今おっしゃった保育室と遊戯室は、一応それはどっちか兼ねることができるという形になりますので、ただ先ほど言った乳児室と匍匐室、この辺りは別にしなきゃいけないという形で、具体的に市総合会館の1階で今度公立で始めるんですけれども、そこもゼロ歳児、いわゆる乳児室等を使う子は何人、1歳児何人、2歳児何人ということで、それぞれやっぱり面積基準、先ほど川合委員がおっしゃった面積基準を守った形での定員しか受け入れができないという形で実施をいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第79号 可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第79号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） それでは、議案第80号 可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の5ページをお願いいたします。

このたびの条例制定につきましては、令和8年度から全市町村で実施することも誰でも通園制度につきまして、子ども・子育て支援法の一部が改正され、乳児等通園支援事業が新たな給付制度として位置づけられ、給付対象事業者は市町村の確認が必要となったことに伴いまして、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、または参酌して可児市における給付対象事業者の確認に係る運営基準を規定する条例を制定するものでございます。

次に、具体的な条例内容につきましては、教育福祉委員会資料に基づき説明させていただきます。

資料8ページをお願いいたします。

8ページの表の右の欄にありますとおり、網かけ部分が内閣府令に従うべき基準、それ以外が参酌する基準となります。

なお、可児市における基準は内閣府令と同様とし、市独自の参酌基準は設けておりません。

次に、資料9ページをお願いいたします。

具体的な条例内容でございます。

第2条は、事業者の一般原則として、人権を尊重し、適切な環境を整備すること、地域関係機関との連携に努めることを規定しております。

第3条は、事業者の利用定員の設定について、第4条は、事業者は、事前に利用児童の保護者と面談することを規定しています。

第5条は、事業者は、正当な理由なく利用を拒否することを禁止しており、第6条は市が行うあっせん、要請にできる限り協力することを規定しております。

第8条は、事業者は、認定を受けていない児童の認定申請を援助することを、第9条は、利用児童、保護者の心身の状況等の把握に努めることを規定しています。

第10条は、事業者は、特定教育・保育施設等との連携に努めることを、第11条は、提供した支援の内容等を記録することを規定しています。

第12条は、事業者は、支援給付費を代理受領しない場合は、保護者から費用の支払いを受けること、また、支援の提供に関するその他の関係費用を保護者から徴収できることを規定しています。

続いて、資料10ページをお願いいたします。

第13条は、事業者は、支援給付費の額等を保護者に通知することを規定しています。

第15条は、事業者の定期評価の実施について、第16条は利用児童の保護者の相談に適切に対応すること、第17条は、事業者は、緊急時等に必要な措置を実施することを規定しています。

第19条は、事業者の運営規程作成について、第20条は、職員の適正な勤務体制の確保について、第21条は利用定員を超えて通園支援を提供してはいけないことを規定しています。

第23条は、事業者の差別的取扱いの禁止を、第24条は、事業所の職員の虐待等の禁止を規定しています。

続いて、資料11ページをお願いいたします。

第25条は、事業所の職員の秘密保持について、第26条は、利用者が事業者を選択できるよう適切な情報を提供することを規定しています。

第27条は、事業者への利益供与、金銭の收受の禁止について、第28条は苦情対応窓口の設置、調査、協力、改善の実施について規定しています。

第29条は、事業者は、地域交流に努めることを、第30条は、事業者の事故発生の防止及び発生時の対応について規定しています。

第32条は、事業者が整備すべき記録について、第33条は、電磁的記録の方法等について規定しています。

条例は以上になりますが、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第80号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） すみません。そもそも特定乳児というのはどういう子供たちを指すんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） ここでいう特定乳児につきましては、こども誰でも通園制度を利用するための認定の申請を受けなければなりませんので、その認定を申請し、認定された子供たちのことをいいます。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、先ほどの、もうこれは通ってしまったのであれなんですが、語句の意味として、議案第79号は乳児等通園支援事業であるわけで、それで議案第80号になると特定乳児等通園支援事業とあって、どっちがどういうふうかというので読んでい

て戸惑ってしまったんですけど、それって、子ども・子育ての通園の子供たちのことを特定乳児って指すわけですか。

○保育課長（可児浩之君） 非常に語句が分かりにくいのですけれども、もともと乳児等通園支援事業というものが、いわゆることども誰でも通園制度、一般的なものになります。

今回の議案第80号で特定というふうにつくのは、いわゆることども誰でも通園制度を実施する事業者を、それは国の公定価格に基づいて、先ほど言ったように支援給付費というお金がもらえるんですね。お金をもらうために、ちゃんと基準を満たしている事業者かというのを市が確認しなきゃいけない。そのための基準を定めるのが今回の条例になります。

この確認を受けて、国から支援給付金がもらえる事業者だよというふうになると、特定乳児等通園支援事業者というふうに規定をされるわけです。

先ほどの特定乳児というふうに途中で切ってしまうとあれなんですけれども、いわゆるその特定乳児というのは、ことども誰でも通園制度を実施する事業者で、かつ市ほうに支援給付費を受けられる事業者として確認された事業所、事業者、そこのいわゆるサービスを受けるために、一応利用者側としては市に申請をしなければいけないです。

私ことども誰でも通園制度を利用したいので登録します、申請をしますので、それに基づいて市が、あなたは未就園児で、ことども誰でも通園制度が利用できますねということを確認した上で、認定通知書というようなものを利用者に出しますので、その利用認定された子供が、いわゆることども誰でも通園制度を基本的には利用していただける特定乳児ということになると。

ちょっとややこしくて申し訳ないんですが、そんなような体系にはなります。以上です。

○委員（富田牧子君） 分からないわけです。私調べたら、特定乳児というのは重症心身障がい児、医療的ケア児だと、そういうふうな説明が書いてあったわけです。だから、その医療的ケアとか重度障がいに対応する通園支援事業でということを書いてあるところがあったんですけど、それとは違うわけですね。

○保育課長（可児浩之君） それとは基本的には違うという認識でございます。

○委員（富田牧子君） それでも特定乳児という言葉はそれを指すというふうなことは間違いないですか。

○保育課長（可児浩之君） すみません、ちょっと語句の定義につきましては、既におっしゃるように、今の障がいの関係の字句があると思いますので、いわゆるその特定乳児と通園支援事業というところの一連の流れの語句と、途中で切ってしまうと、今言ったような混同する部分もございますんで、一回ちょっと定義についてはしっかりと再度確認させていただきたいたいと思いますので、お願いいいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

本当に読んでいても分かりづらくて、例えばこの議案第80号と前議決したものと、ちょっと違いがいま一つ分からなくて、例えばこの議案第80号のほうでやっているところには施設

の基準とかが入っていないじゃないですか。これは何でなんでしょう。

○保育課長（可児浩之君） 施設とか設備の基準については、基本的には議案第79号、先ほどの認可の設備基準を基本的には守っていただくということになりますので、そちらで基本的には寄りかかっていると。

今回のこの議案第80号については、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる給付制度、国からお金がもらえる給付制度になるものですから、その給付制度の対象となる事業者かどうかを市が確認するための基準ということに今回のこの条例はなります。

そうすると、設備的なものはもう既に認可のほうで整備をされているので、それ以外の運営上の基準、ちゃんと保護者と面談しなきゃいけないよとか、もし認定を受けていない保護者が利用申込みしてきたら、それをサポートしなきゃいけないよとか、そういう運営上の基準を今回の条例で定めておりまして、この議案第80号の基準を満たしている事業者については市が、あなたのところはしっかり運営上も大丈夫ですので、国からの支援給付費がもらえる事業所としてお認めしますよ、確認しましたよということを、お墨つきを与える形になりますので、そういう基準の違いがございます。以上です。

○委員（川合敏己君） 先ほどの富田委員の質問に関係してくるかもしれないんですけど、もしかしたらどこかにそれが書いてあるかもしれないのに、ちょっと書いてあたらすみません。教えてください。

例えば、特定乳児、乳幼児として、これは市のほうに申請して確認が取れたらというような形でさっきおっしゃられたような気もしますけれども、それって例えば医師の診断書とか意見書みたいなのが必要になってくるものなんですか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○保育課長（可児浩之君） 今の特定乳児ということが少し混在しているかなと思いますけれども、私どもで言っている今回のことでも誰でも通園制度を利用する乳幼児、いわゆる特定乳児というのは、医療的ケアが必要であったりとか、障がいがあるということではなくて、一般の健常者も含めた、いわゆる3歳未満の未就学児の子供全てが対象に、基本的には権利を持っていると、このことでも誰でも通園制度を利用する権利は持っていると。

ただ、実際にこのことでも誰でも通園制度を利用したい場合は、国の総合支援システムというのが今度できるんですけれども、そちらを介して、私はこども誰でも通園制度という制度を使いたいので申請しますから、市が認定してくださいねと、使える方でいいかというのを認定してくださいねと、そういう形の仕組みになっております。

そういう意味でのいわゆる認定。それで、先ほどおっしゃったこども誰でも支援制度の中に、医療的ケア児であったりとか、障がいのある方を受け入れるかどうかにつきましては、また別の問題なんですけれども、基本的には国は積極的に受け入れるようにという形、もともとが誰でも使えるような制度ということですので、障がいのある方も医療的ケア児も受け入れるようにということで国から来ておりますけれども、先般の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、医療的ケア児については、ゼロ歳から2歳については非常に対象者が少ないということと、あとやっぱり看護師を常時配置するということは、なかなか当初

からというのは難しいというところもございますので、今のところ医療的ケア児の受入れは基本的には考えていないと。ただ、今後のニーズはやっぱり見ていかなきやいけないなというふうには考えているところでございます。

障がい児につきましては、基本的には受入れをさせていただきまして、ただ、人によっては加配という形でそれぞれ保育士をつけなきやいけないという子も見えますので、その場合については、その加配保育士がちゃんと安全に配置できるという体制のときに受入れをさせていただきますということで考えておりますので、ちょっと障がいのある方との違いが少しごちゃぐちゃになっているので、今言ったようなお話にはなります。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第80号 可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第80号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について（可児市児童館）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（野尻康宏君） よろしくお願いいいたします。

議案第88号 指定管理者の指定について（可児市児童館）ということで、可児市児童館の指定管理者の指定について御説明をいたします。

説明は、本日の委員会資料の13ページを基にお話をさせていただきますので、資料の13ページをお願いいたします。

この議案につきましては、資料の1項目めに記載がございます市内4館の児童センター、児童館に関する指定管理者の指定期間が今年度末で満了となりますので、令和8年度からの指定管理者を指定するものでございます。

業務の内容につきましては、児童の健全な育成に資する事業の実施、施設の維持管理などとなっております。

項目2つ目の指定管理期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間です。

3つ目の指定管理者の候補団体の選定についてですけれども、公募型プロポーザル方式としまして、市の広報紙とホームページで周知を行い、8月12日から9月12日までの1か月間、募集を行ったところ、申請があったのは現行の指定管理者1団体でございました。

10月3日に外部委員5名で構成する指定管理者選定評価委員会を開催いたしまして、申請者によるプレゼンテーション並びにヒアリングを行い、選定基準に基づいて採点をしていただきました。

資料、次の14ページを御覧ください。

14ページに審査委員会の採点結果を記載させていただいております。

表の一番右の欄の得点が、各審査項目におきます選定評価委員会委員による採点の平均点となっております。

合計得点は100点満点中79.4点で、委員会において基準点としました60点を上回っており、指定管理の候補者として選定をされております。

資料は、再度13ページにお戻りください。

13ページの資料の一番下、5つ目の項目になりますけれども、選定委員会の審査結果を踏まえまして、可児市児童館の指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第88号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 5年前の指定管理のときに、ここのシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が名古屋市で放課後の児童、何だっけ、それをやっていて、管理者が十分指導員が置いていなかったということで一時問題になったけど、どうですかという話をしたことがあると思うんですね。それからこれまでの5年間で、そういう問題は何もなかったですね。どうですか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 実はこの審査に先立ちまして、今期の指定管理期間がちょうど5年目ということで、7月に5年目の外部評価を行っております。これも同じ審査員の方に見ていただきまして、事業者からの運営状況の説明ですとか、実際に兼山児童館を除きます3館にも現地視察に行っていただきまして、評価をいただきました。

その際には、現場の状況を見ましても、スタッフの専門性ですとか人間性、来館者への対応等もおおむね高い評価をいただいているということで、この間の指定管理期間について、少なくとも可児市の児童館の運営については問題がなかったものというふうに考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） それから、本当に諸物価が高騰して、いろんなことがあれなんですか、5年前に比べて今度の指定管理料というのはもちろん上がっているわけですよね。

それで、きちっと指導員のほうにも、それは向こうの問題ですけど、賃上げがあつてやつてもらわないと、こういうところの指導員って本当に獲得するのがやっぱり難しいと思うんですね。そこら辺はどのような状況になっていますかね。

○子育て支援課長（野尻康宏君） この審査委員会の中でも、やはり可児市の児童館に限らず、人材確保が難しいところについては少し心配をされる声も伺っております。

事業者からは、今現在、児童館の指導員についても地元雇用ということで、現在の4館で30人ほどスタッフお見えになるんですけれども、25人が市内からの採用ということで、地元採用も頑張っていただいておりますし、指定管理料につきましても、先ほど富田委員からもお話しいただきましたとおり、物価高騰の現状ですとか、今後も賃上げが予想されるということで、その部分も反映した指定管理料ということで設定はさせていただいておりますので、あとは人材確保につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社につきましては、もともと児童館というよりは、先ほど委員からもお話がありましたとおり、放課後児童クラブ等で全国的に受託をされている実績もございまして、そうした人材については社の中でもある程度柔軟に異動ですかそういったこともできるだろうということで、審査委員さんからも評価をいただいているのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（田口豊和君） 審査項目の上から5番目ですかね。管理業務のところで、やけに点数が低い気がするんですけど、具体的に何がいけなかつたんでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） この採点につきましては、この集計表の一番下に採点の目安ということで、委員さんに採点をいただくときに、どれぐらいの点数がどれぐらいの評価になるかということは、おおむね共通理解をしていただくように目安を設けております。

例えば、今おっしゃっていただいた維持管理業務については配点20点ということで、目安で見ますと9点から12点で特段問題ないと、いわゆる及第点だという評価ということになっておりますので、ほかと比べて若干ちょっと点数が低いというような見られ方をされるかもしれないですけれども、特に問題があるということで評価を受けているわけではないということで、基本的には問題ないという評価だったというふうに我々考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君） ちょっと細かいことになりますけど、利用実績の部分で、帷子児童センターの令和5年度から令和6年度にかけての利用者数は、ちょっとここだけですかね、大きく減っているような印象を受けるんですけども、ここの実態の部分ですね、どのように把握されているか、御説明いただけますでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 特に帷子児童センターが令和5年度から令和6年度にかけて減少している要因としましては、ちょうど令和6年度に帷子児童センターと桜ヶ丘児童センターで空調設備の更新工事を行っております。帷子児童センターにつきましては、12月から翌年2月まで約3か月間臨時休館ということで、工事の影響で臨時休館をしておりまして、その期間の利用者数が皆減ということで、それが全体の減少に響いているということですので、通年の利用実績で見れば、特に全体として減少傾向にあるというわけではございません。むしろ増えているんじゃないかなというふうに我々としても評価をしております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（酒向さやか君） ちょっとこの指定管理の内容になるかどうか心配なんですが、個人情報保護のところについて、帷子児童センターは、朝行くと、入った時間と名前と住所、連絡先、あと帰った時間というのが一覧で記入するようになっているんですよ。その受付簿が玄関のところに置きっぱなしになっているので、それが適切な管理と言えるかどうかということを、ちょっと御判断をお願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 受付簿が個人情報に当たるかどうかというので、ちょっと受付簿も私、様式について今ちょっと承知をしておりませんので、改めて現場で確認したいと思いますけれども、基本的には個人情報についても、いわゆるプライバシーに係るものにつきましては、事務所の中できちっと施錠管理できるキャビネット等に保管をしているということは、先ほど申し上げました外部評価の中でも確認はしておりますので、再度、もし問題があるような運用があるのであれば、現場に徹底するようにしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第88号 指定管理者の指定について（可児市児童館）を採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第88号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター可児川苑）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 議案書の55ページ、議案第89号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター可児川苑）です。

説明は、教育福祉委員会協議会資料15ページに基づいてさせていただきます。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に係る可児市老人福祉センター可児川苑の指定管理者について、令和7年10月31日に行われた可児市指定管理者選定評価委員会において指定管理者の候補団体として公益社団法人可児市シルバー人材センターが選定されましたので、当該法人を指定管理者に指定するための議決をお願いするものです。

以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第89号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） ちょっと確認なんですけど、可児市老人福祉センター可児川苑ですと、途中からスマイリングルームが入ってきましたが、こここのエリアに関してはどのような形になっているんでしょうか。ちょっと教えてください。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） スマイリングルームにつきましては、旧のデイサービスセンターのエリアをスマイリングルームとして活用ということで、そちらの部分のみスマイリングルームで、あとのもともとの老人福祉センターの部分につきましては、従前どおり老人福祉センターとして使い分けているというような形になっております。

○委員（川合敏己君） 分かりました。

つまり、利用実績のところも基本的には可児市老人福祉センター可児川苑の利用者のみの人数でカウントされていらっしゃるということでおろしかったですかね。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） そのとおりでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第89号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター可児川苑）を採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第89号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター福寿苑）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 議案書は56ページ、議案第90号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター福寿苑）です。

説明は教育福祉委員会協議会資料17、18ページで行います。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に係る可児市老人福祉センター福寿苑の指定管理者について、令和7年10月31日に行われた可児市指定管理者選定評価委員会において、指定管理者の候補団体として社会福祉法人可児市社会福祉協議会が選定されました

ので、当該法人を指定管理者に指定するための議決をお願いするものです。

以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第90号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） すみません、福寿苑のほうではもうデイサービスは行われていませんよね。ここに書いてある指定管理者が行う業務として機能回復訓練の実施というふうなことが書いてあるわけですが、これは実際にはどのようなことをやっているわけでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 各種健康体操的な体を使って行うもの等、そういった事業を行っておりまます。

○委員（富田牧子君） それから、前のときは2台か3台ぐらい車があったと思うんですね、ここに来てもらうのに運行していたデイサービスのための車は一体どうなったんでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 送迎用の車両につきましては、可児市老人福祉センター可児川苑にあります、大型バスですね。公益社団法人可児市シルバー人材センターのほうが所管で管理運行しております。公益社団法人可児市シルバー人材センターのほうが老人福祉センターの送迎バスといたしまして、可児市老人福祉センター可児川苑であったり可児市老人福祉センター福寿苑のほうに市民の方々をお連れしていただくと。可児市老人福祉センターやすらぎ館につきましては、大型バスだったので道が狭くて入れなかつたので、送迎はしておりませんが、そういった形で可児市老人福祉センター可児川苑のほうに今現在も大型バスがあります、それを来年の3月末までですけど、活用ということになっております。以上です。

○委員（富田牧子君） 送迎ってどのような形でされているんでしょうか。私は老人福祉センターは自主的にみんなが自分で行くのかなと思っていたんですけども。来年の3月までという話もちょっと聞かせてください。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 送迎につきましては、主に単位老人クラブの方々、大型バスで20人以上の利用申込みがあった場合に送迎ということで、可児市老人福祉センター福寿苑に来られる方は桜ヶ丘の単位老人クラブの方とか、地域のそういったクラブの方が20人以上集まって行事等やられる際に送迎というような形で使っております。

来年度以降の話につきましては、従前、今まで議会のほうで説明させてもらっておりましけれども、残念ながら運転手の確保が難しいこともありますので、ハイエースワゴン2台で行っています。今までですと20人以上ないとバスは運行していなかつたんですけども、ハイエースワゴンは10人乗りになりますので、4人以上という形で送迎ができるし、可児市老人福祉センターやすらぎ館のほうにも送迎ができるというような形で、そういった意味では3館を公平に送迎体制が整うのかなと考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第90号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センター福寿苑）を採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第90号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センターやすらぎ館）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 議案書は57ページ、議案第91号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センターやすらぎ館）です。

説明は、教育福祉委員会協議会資料19ページに基づいてさせていただきます。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に係る可児市老人福祉センターやすらぎ館の指定管理者について、令和7年10月31日に行われた可児市指定管理者選定評価委員会において、指定管理者の候補団体として公益社団法人可児市シルバー人材センターが選定されましたので、当該法人を指定管理者に指定するための議決をお願いするものです。

以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第91号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは、討論を終了します。

これより議案第91号 指定管理者の指定について（可児市老人福祉センターやすらぎ館）を採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第91号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○委員長（天羽良明君） 会議を再開いたします。

○保育課長（可児浩之君） 先ほど議案第80号のほうで、特定乳児の定義の説明等でちょっと補足をさせていただきます。

先ほどの特定乳児自体の定義につきまして、富田委員おっしゃったように、いわゆる障がい等のある児童ということでよろしいかと思いますけれども、今回の可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、この特定というのは、次の乳児にかかるのではなくて、乳児等通園支援事業全体に係るという形で、ちょっと新しい言葉なので分かりにくくて申し訳ないんですけども、いわゆる特定の事業、そういう意味合いで今回条例自体の表題はできておりますので、先ほども申し上げたとおり、その支援給付費がもらえる事業者か、その特定の事業者かどうかを確認するための条例ということになりますので、そういう意味での特定ということで理解いただけるとすんなり入るのかなというふうには思いますので、もともとある特定乳児という言葉はおっしゃったとおりの定義でよろしいかと思いますので、補足をさせていただきます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

発言はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

都合により少し休憩を取ります。10時10分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

2. 委員会質疑を行います。

(1) コミュニティスクールの現状についてを議題といたします。

質問者の酒向さやか委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） お願ひします。

令和6年度に市内16校全ての学校に導入されたコミュニティ・スクールについて3点、現状を伺います。

- 1つ、各学校運営協議会での熟議の内容や会議の進め方について。
- 2つ、熟議に基づいた学校や地域での取組の事例などについて。
- 3、各校で話されている熟議の内容や取組について、市民により広く知ってもらうための情報公開は、今後どのようにしていくか。お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） まず、1つ目の質問についてお答えさせていただきます。

学校運営協議会で行う熟議とは、学校、地域、保護者等の代表者が集まり、学校が直面している課題について熟慮して議論を重ねることを指しています。この話し合いを通して、互いの立場や役割への理解を深めるとともに、課題における解決策が明確になり、参加者の一人一人が納得して自分の役割を果たせるようにすることを目指しています。

今年度は、どのような子供に育ってほしいかという願いの確認や、学校が直面している課題をテーマに熟議が行われました。

具体的には、例えば広見小学校では、登下校時に発生する渋滞問題の緩和策について、旭小学校では草刈りボランティアの募集について、蘇南中学校では修学旅行における体調不良者の対応についてなどが議題となりました。

会議の進め方として、主に学校運営協議会会長や学校長がテーマを提示し、各委員がそれぞれの立場から意見を出し合う形式を取っています。中には、学校運営協議会の委員が安全部、学習部、環境部の3つの部会に分かれて、それぞれの分野に関わる課題について具体的かつ深く検討した学校もあります。

続きまして、2つ目の質問についてお答えさせていただきます。

今年度も確保において特色ある活動が展開されております。

今までの熟議で子供たちの思いを知ることは重要だとした学校では、小学校5年生の児童がこんなまちにしたい私たちのまちというテーマで考案したアイデアを、協議会委員に対してプレゼンテーションをし、その実現のためにどうしたらよいのかを児童と協議会委員で話し合う活動を行いました。このような取組を通して、子供たちにふるさとを愛する心を育むことができたと考えています。

また、ある学校では、熟議の中で、子供たちにとって憩いとなる居場所づくりを広げることが必要だという話になり、学校の空き教室を利用して地域の方と児童が交流することができるよう協議しました。そして、協議会委員と児童が昼休み等に集まってゆったりと話をしたり、遊んだりする活動が進んでいます。

また、ある学校では、地域の協力で学校の行事をつくり出すという願いの下、熟議し、芋煮会という行事の運営について協議しました。この協議の日には、保護者の授業参観に加え、地域の方々が昔の遊びや登山の仕方の講師を務めたり、芋煮を調理する支援を行ったりするなど、地域一体となった活動に結びつきました。

学校からの依頼を受けて手伝うという意識ではなく、協議会委員の皆さんのが願いを持って主体的に関わっていただくことで、様々な取組が広がってきてています。

最後に3つ目の質問にお答えさせていただきます。

現在、コミュニティ・スクールについて市民の皆様に理解していただくために、市のホームページにQ&A形式にして説明資料を掲載しております。また、各学校におきましても、熟議の内容や様々な取組の様子を、学校のホームページや学校便り等を通じて発信しております。一部の学校では、保護者連絡ツールを活用して、活動への参加を広く募りながら情報を発信している事例もございます。また、学校の管理職が地区センターの会議などに出席して活動の報告をしていることもあります。

現状といたしましては、学校のホームページや学校内部での紹介が主な手段となっておりますが、今後はさらに地域への広報手段について、各学校運営協議会の中で検討していくことも考えています。

既存の方法を効果的に組み合わせるとともに、新たな方法についても模索し、コミュニティ・スクールに対して市民の皆様にさらに知っていただけるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） 部会をつくって活動していらっしゃるところがあると伺いましたが、差し支えなければどこのコミュニティ・スクールか教えていただけたうれしいです。

○学校教育課長（木村正男君） ちょっと調べてお答えします。すみません。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） すみません。そういうふうで、コミュニティ・スクールでいろいろやられているのは、それはそれで結構ですが、これを進めていくことによってPTAの関わりが大変薄くなってくるんじゃないかなということを心配しているんですけど、例えばエール広陵では、ちょっと今私は抜けましたけど、年6回も草刈りあるわけですよね。それで地域の皆さん来ていただいて、メンバーの方が草刈りをやってますけど、学校のPTAに呼びかけてもほとんど出てきてくれません。それで役員さんがちょっと出てくるということで、昔はやっぱり親子何とかとかいって草刈りをやっていたり、自分の学校ですもんね、きれいにすることは当然のことですから、そういう部分がなくなってきたらやっているということで、実際にエール広陵をやっている人も、それはすごく危惧しているわけです。

いろいろ地域の力でいろんなことを応援している。それはいいんですけど、本来やっぱり自分たちの子供が通う学校、自分の、そういうPTAの活動がちょっとおろそかにならないか、十分やっていないんじゃないかなということをすごく危惧する声があるんですけど、どうですか。

○学校教育課長（木村正男君） ありがとうございます。

当然そういう御心配の声も上がったりしております。ただ、運営協議会委員の中にはPTAの代表者も入っています。そこで審議をしていただくということも大事にしていますので、そこは決して怠らないように進めていくつもりでおりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

続きまして、(2)みまもりオアシスについてを議題といたします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田口豊和君） お願いします。

先日の教育福祉委員会が開催した可児市PTA連合会との議会報告会において、みまもりオアシスと子ども110番の家が分かりづらくて、子供が判断できないのではないかとの意見がありました。

そこで質問です。みまもりオアシスの現状はどうですか。2. みまもりオアシスと子ども110番の家の区別を分かりやすくする方法はどうですか。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（木村正男君） では、まず1つ目の質問についてお答えさせていただきます。

みまもりオアシスは、現在83の事業所に登録していただいている。また、12月中には各地区センターにも登録していただく予定ですので、地区センターの14が加わり97となります。

さらに、子ども110番の家や可児商工会議所の既に登録依頼をしている青年部以外にも依頼をしていきますので、みまもりオアシスの登録はさらに増える見通しでございます。

続いて、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

まず、みまもりオアシスとは、子供たちが登下校中に一休みできるような日陰等の場所を提供していただく施設として、通学路周辺の商店や民家に御協力をお願いするものになります。体調不良等の兆候がある場合にSOSを受けていただいたり、緊急に水分が必要な場合に水分の提供していただいたりして、子供たちの安全な登下校を見守っていただくための施設と考えています。

これに対し、子ども110番の家とは、登下校中などに不安に感じる出来事があった際に、子供たちが駆け込み、助けを求めることができる場所として、通学路周辺の商店や民家の方にお願いして協力していただいている施設となります。

2つの施設はその目的も似ていますので、先ほど申しましたように、子ども110番の家にもみまもりオアシスを兼ねていただけるように働きかけ、熱中症のリスクが高まる時期に子供たちがより安全に登下校できるようにしたいと考えております。

しかし、全ての子ども110番の家にみまもりオアシスを兼ねていただけるわけではないと思いますので、みまもりオアシスに協力していただいているお宅や事業所にはステッカーを配付し、それを貼っていただくことで、通学中の児童・生徒が分かるようにする方向で検討しております。

詳細については今後さらに検討する予定ですが、例えば新年度に各学校において子ども110番の家のマップを利用しながら、一緒に下校指導したりする中で、児童に周知している現状があるので、同時にみまもりオアシスについても確認していくことも考えています。

保護者への周知については、例えば保護者連絡ツールを活用し、こうした場所へ助けを求

めることができる旨を伝え、子供たちと一緒に場所を確認し、どういうときにどのような行動を取るとよいのか、お子さんと一緒に考えてほしいと依頼することも考えております。

これらの方法を組み合わせて周知することで、子ども110番の家のみに登録しているお宅や事業所とみなもりオアシスを区別できるようにしていこうと考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

地図はそうすると、今の子ども110番の家の中に書き込むような形で、1枚でこう表現されていくように考えられるんでしょうか。ちょっとそこら辺どうされるのか、教えてください。

○学校教育課長（木村正男君） みなもりオアシスが、まだ現状これから増えていく、拡大の可能性もありますので、今、来年度に向けては、今分かっているところについては子ども110番の家マップに反映できるようには、今協議しているところです。

それ以降についても、子ども110番の家マップに反映できるようには考えていく予定であります。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

続きまして、(3)軽～中等度の難聴者に対する補聴器の助成についてを議題といたします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田口豊和君） よろしくお願ひします。

先般の富田委員の一般質問の答弁と重なってしまって申し訳ないんですが、可児市では、身体障害者手帳の交付とならない軽度から中等度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費用と修理費用等に要する費用の3分の2を助成することになっていて、聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に、可児市難聴児補聴器購入費助成事業が実施されている。障害者手帳の交付を受けた難聴児に対しては、補助制度で、購入等の費用が助成されている。

近隣市では、関市や岐南町など、自治体において、65歳以上、聴力レベルが両耳で40デシベル以上、身体障害者手帳の交付の対象とならない人といった制限はあるものの、助成があるようだ。

国立長寿医療研究センターの推計では、難聴有率は65歳から69歳で、男性の43.7%、女性の27.7%と、65歳以上で急増。ただ、40から50代の患者も少なくなく、55歳から59歳でも男性の14.6%、女性の9.6%に上ります。

2024年の英医学誌ランセットによると、補聴器装着により認知症を最大45%防いだり軽減したりできる可能性があり、難聴は高LDLコレストロールと並び、認知症最大の危険因子であるそうだ。

軽から中等度の成人や高齢者に対して、補聴器装用による聴力の向上やコミュニケーション

ン能力の向上による社会参加の機会維持を促すこと、鬱病予防、認知症予防、フレイル予防につながり、より自分らしく過ごせるとと思う。

成人の場合、補聴器を必要とする原因が多様で、対象や条件の線引きが難しいかもしれないが、成人や高齢者の補聴器購入等の助成制度の創設を考えてはどうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（松井 章君） 可児市難聴児補聴器購入費等助成事業については、平成25年4月1日より岐阜県による難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金が新設されたことに合わせて、当市でも助成を開始しました。

委員言われるとおり、成長の早い段階から補聴器を使用することにより、成人に達するまでの間に十分な学習機会を確保してコミュニケーション能力等を身につけ、将来自立した生活が送れるようにすることを目的として、18歳未満を対象としております。

身体障害者手帳所持者に対する補装具給付による補聴器助成以外に、成人期を対象とする市独自の助成制度の創設は現在のところ考えておりません。以上です。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 私からは、高齢者に対する補聴器助成について回答させていただきます。

認知症の危険因子の1つであると言われる加齢性の難聴対策は、全国共通の問題であるため、補聴器購入の補助制度は全国あるいは県レベルで創設されることが望ましいと考えております。国や県の動向を注視しているところでございます。

令和6年3月には、難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引きを国が取りまとめ、認知症予防やフレイル予防の取組を行う上で、同時並行で難聴に対する適切な対策を実施することが有効であるとされています。

しかし、同手引きでは、補聴器などを用いた難聴への介入が有効な効果をもたらすかどうかのエビデンスは限定的であるとされています。

そのような状況において、高齢期の難聴を正しく評価した上で、高齢者の難聴への関心を高め、各種取組を後押しすることについて、府内の関係部署のほかに、医師会や外部の関係機関との連携し、検討していくたいと考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

○学校教育課長（木村正男君） すみません。先ほど質問があった件で、3つの部会のことで、今分かりましたのでお伝えします。

安全部、学習部、環境部の3つの部会に分かれて取り組んでいたのは東明小学校でしたので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（天羽良明君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは続きまして、(4)不登校支援室の利用状況と今後の認知度向上に向けた取組みについてを議題といたします。

質問者の松尾和樹委員、質問事項の説明をお願いします。

○委員（松尾和樹君） ありがとうございます。

不登校の児童・生徒を持つ保護者への支援は全国的に喫緊の課題であります。本市においても保護者によりどころとしての役割を期待され、令和5年9月に子育て支援課内に不登校支援室が開設されました。

しかし、開設後の相談件数の推移を見ますと、減少傾向にあることが懸念されます。初年度の開設効果は一定程度あったものの、その役割と機能の認知度向上が課題であると考えます。

については、不登校支援室のこれまでの利用実績と利用が減少している現状に対する御見解をお聞かせください。

その上で、支援室の機能を真に必要とする保護者に情報が届くよう、教育委員会との連携強化及び市民団体との連携強化を通じた新たな取組について、どのようにお考えでしょうか。

具体的には、情報共有の在り方、市民団体の活動を支援策及び学校や地域における認知度向上のための具体的な手法についてお聞かせください。

以下、4つ質問させていただきます。

1つ目、不登校支援室のこれまでの利用実績をどのように評価をしているか。

2つ目、相談件数が減少している現状をどのように認識しているか。

3つ目、不登校支援室の機能を真に必要とする保護者に情報が届くよう、教育委員会との連携強化を通じた新たな取組について、具体的にどのような考え方を持っているか。

4つ目、市民団体との連携強化を通じた新たな取組について、具体的にどのような考え方を持っているか。

以上、4つに対する御答弁をお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 初めに、1つ目の御質問、不登校支援室のこれまでの利用実績をどのように評価しているかと、2つ目の御質問、相談件数が減少している現状をどのように認識しているかにつきましては、内容に関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

不登校支援室の相談受付件数につきましては、実人数ベースで令和5年度が9月の開設から年度末までの7か月間で17人、令和6年度が16人、今年度につきましては現時点で6人となっております。

相談件数が減少傾向にある主な要因としまして、令和6年10月にスマイルルームが可児川苑内に移転拡充しましたことや、校内教育支援センターが順次開設されるなど、教育委員会や各学校での対応が強化されてきていることが影響しているのではないかと考えております。相談件数の推移を見ましても、スマイルルームが可児川苑に開設しました令和6

年10月以降に特に件数が大きく減少している状況となっております。

なお、不登校や行き渋りに悩む保護者は、まず学校に御相談をされたり、スマイリングルームにつながったりされることが多く、これまで不登校支援室で相談を受けた保護者につきましても、学校には既に相談をされているという方が大半を占めております。

ただ、学校に相談してはいるものの、不登校の原因やいつまで不登校が続くのかが分からぬといった不安、あるいはどのように子供と関わればよいのか分からないといったお悩みを抱えている方もお見えになり、学校に何度も繰り返し相談することをちゅうちょしてしまう場合ですか、学校以外のところでも話を聞いてほしいといったような場合などに、その相談先の1つとして不登校支援室を利用されているのではないかというふうに考えております。

また、不登校支援室の機能としまして、個別の相談対応に加えて、保護者同士の交流などをを行うポプリの会という場も運営をしております。昨年度は12月から3月までに4回開催をいたしまして、参加者は延べ11人となっております。一方、今年度につきましては、おおむね2か月に1回の頻度で計6回の開催を計画しております。これまでに4回開催済みで、参加者は延べ18人ということで、こちらにつきましては、個別の相談件数が減少しているのとは対照的に、昨年度よりも増加をしているといった状況になっております。

特に、今年度実施しました4回につきましては、各回とも新規の参加者の方がお見えになっているというような状況になっておりまして、このポプリの会が個別の相談対応とはまた違う形で、悩みや不安を抱える保護者の受皿になっている面もあるのではないかというふうに考えております。

次に、3つ目の御質問、不登校支援室の機能を真に必要とする保護者に情報が届くよう、教育委員会との連携強化を通じた新たな取組について、具体的にどのような考えを持っているかということについてお答えをいたします。

不登校支援室の相談窓口の案内やポプリの会の開催予定につきましては、学校教育課とも連携をし、すぐ一覧を用いて市内小中学校の保護者に配信をしております。配信時期につきましても、特に不登校が現れやすい長期休暇明けの時期に合わせるなど、より効果的な情報発信となるように考慮をしております。

そのほか、市のホームページへの掲載、スマイリングルームや一般社団法人大ニミライブへのチラシの設置などにより、保護者への周知を図っているところでございます。

また、校長会や教頭会でも、不登校支援室の案内やポプリの会の開催予定について説明を行うことにより、各学校にも不登校支援室の取組について周知を図っており、現時点ではおむね適切な情報発信ができているものと考えております。

なお、不登校に関する相談に関しましては、各学校や不登校支援室への相談だけでなく、例えば当課のいじめ防止専門委員会において、いじめに関する相談をきっかけとして、不登校傾向にある児童・生徒の見守りを行ったり、同じく当課の家庭相談係が支援をしている家庭の中で不登校児童・生徒に対応したりといったような様々な関わり方がございます。

そうした中でも、教育委員会や学校との連携を図っておりますので、不登校支援室に限らず、各家庭や子供がそれぞれの状況に応じて適切な支援機関とつながることができるように、今後も連携の維持強化に努めてまいります。

最後、4つ目の御質問、市民団体との連携強化を通じた新たな取組について、具体的にどのような考え方を持っているかについてお答えをいたします。

不登校支援室では、相談対応の一環として、不登校の子供や保護者を支援する団体ですか、不登校の子供の居場所になり得る活動をしている団体などの情報を収集しまして、必要に応じて相談者に情報提供するといったようなことも行っております。

この情報収集に当たりましては、相談者やその子供の状況に応じて、各団体などとの適切なつなぎを行うことができるよう、不登校支援室の担当者が各団体の方と直接情報交換をさせていただいて、活動の状況を伺ったり、あるいは各団体が行う行事に可能な範囲で足を運んだりするなどしております。

今後もこうした団体との顔の見える関係づくりに取り組むことで、各団体には不登校支援室の周知に御協力をいただくとともに、当市としては、個々の相談者の状況に応じた支援、相談先の選択肢を適切に情報提供ができるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君） すみません。4つ目の質問で、団体の活動を支援しているかどうかという辺り、ちょっと詳しくお伺いしたいんですけど、市民団体の情報を相談者に提供をして、市民団体と相談者の接続を支援しているということだったんですけども、恐らく市内の市民団体というのは、ボランティア団体だとは思うんですけど、改めてその団体の活動支援についてはどのようなことが行われているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 申し訳ありませんでした。

不登校支援室はあくまでも相談窓口ということですので、直接、室として活動支援を行うということではございませんで、基本的には子供の居場所づくりというような取組の中で、子育て支援課ですとか関係課の中で支援を進めてきているというような状況でございます。

特に、不登校児童・生徒の居場所づくり活動に関する支援につきましては、地区センターの使用料の減免ということで、こちらは地区センターを所管しております地域協働課と協議をした上で、各団体の活動内容がその規定の条件に適合しているかどうかというのを子育て支援課のほうで確認をした上で、該当する団体を地域協働課に減免団体として登録をもらうといったような流れを取決めを設けております。

ただ、残念ながら、現在のところ、減免を適用されている団体というのはございません。

理由としましては、そもそも市内でこうした活動をしている団体がまだ現時点では非常に少ないとということや、地区センターなど公共施設で活動されている団体が、その中でもさらに限定的であるというようなことが影響しているのかなというふうに考えております。

この減免規定につきましては、あくまでもこういった不登校児童の居場所づくり活動を行

われている任意の市民団体が希望される場合に、子育て支援課が確認をして減免というような場合を想定しているんですけども、例えば地域コミュニティーの中で、そういった取組が各地区センターを例えれば拠点として立ち上がってくるというような場合につきましては、今の減免規定で子育て支援課が確認をするというような手続を要さずに、各地区センター、要は地域課題の解決の拠点という位置づけでもございますので、そうした中でセンターの取組として展開されるということもあり得るのではないかというふうに考えております。

また、活動支援という点では、この減免規定以外にも、子供の健やかな育ち応援活動助成金ということで、今、子ども食堂が主に活用いただいている助成制度なんですけれども、居場所づくりの活動についてもお使いいただける制度でございますので、こういったものについても適宜情報発信しながら活用いただけるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員（松尾和樹君） ありがとうございます。

減免規定の部分でですけれども、やはり居場所づくりを実施している市民団体の方からは、やはりちょっと減免の規定のハードルが高いという声は確かに聞いておりますので、条件の見直しも含めて、市民団体とは先ほども紹介でとかという場面で説明がありましたけれども、話合い等コミュニケーションを取れば分かると思いますので、そういった中でも継続的に活動のしやすさの部分で何かできることはないかというような話合いの場は積極的に取っていただきたいと思いますので、その点、お願ひいたします。

あと、もう1点、保護者の視点に立ったときに、不登校支援室という名称についてちょっとと考えるところがあるんですけども、やっぱり保護者にとっては安心感であったり、相談のしやすさを重視した環境であったりそのものであってほしいと思うんですけども、やはりどうしても不登校という言葉が持つイメージが、不登校は子供や家庭に問題があるという考え方などもありますし、保護者の行動に影響を与えることがあるのかなと考える部分があります。なので、不登校支援室という名称について、いろいろな考え方ができると思うんですけども、現時点での担当課長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） ありがとうございます。

今のところ、その利用者の方からその名称について御意見を頂戴しているということはないんですけども、おっしゃるとおり、名称が相談のしにくさにつながっているという部分があるのであれば、また御意見をいただきながら、解消したいと思います。

ただ、あくまでも教育委員会とは別の窓口という意味で、その相談をお受けする内容が分かりやすくという意味で、現状では不登校支援室という形でスタートをさせていただいているのかなというふうに思いますので、これは利用者の方の御意見もまたいただきながら、継続的に検討していきたいと思います。

あとは、先ほど御説明もしましたとおり、ポプリの会というのは、交流会は別で設けておりますので、そちらのほうの参加から個別の相談につながるといったような事例もこれまでもございますので、相談窓口の周知だけではなくて、そういった形で相談員とお困りの方が

直接つながるような、そういうアクセスのしやすさというのは今後も検討していきたいと思っております。以上です。

○委員（松尾和樹君） ありがとうございます。

不登校の児童・生徒を持つ保護者の支援というのは、冒頭申し上げましたとおり、全国的にも喫緊の課題であると思いますので、この取組の充実に向けては引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項(1)可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明をお願いします。

○国保年金課長（後藤文岳君） 報告事項(1)可児市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることとなりました。

社会全体で子ども・子育て世帯を応援するため、こども未来戦略に基づいた児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの財源の一部に子ども・子育て支援金が充てられることになり、御高齢の方を含む全世代が加入する医療保険の保険料に上乗せする形で御負担いただくことになります。

委員会資料31ページを御覧ください。

こども家庭庁の試算によりますと、国民健康保険加入者1人当たりの平均月額として令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となっています。

今後、年明けになりますが、県から子ども・子育て支援納付金額が示された後に保険税率案を決定します。

そのため、可児市国民健康保険税条例に子ども・子育て支援金に関する規定を追加するため、一部改正を3月議会に条例上程する予定です。

委員会資料24ページから32ページにかけては、こども家庭庁が作成した子ども・子育て支援金制度の資料を参考までに載せておりますので、お時間があるときに御覧いただきますようお願いいたします。

報告事項(1)可児市国民健康保険税条例の一部改正についての説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項(2)可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明をお願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） 委員会資料33ページをお願いいたします。

3月議会におきまして、可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部改正を上程する予定でございますので、御報告させていただきます。

令和7年度に子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた取組として、キッズクラブ保育料の減免対象世帯に新たに住民税非課税世帯を追加しまして、半額減免を実施いたしました。

この住民税非課税世帯の減免実施により、キッズクラブ入所申込者が増加し、待機児童数が増加となる可能性を踏まえまして、これまで可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例第10条第1項第2号のその他特別の事情があると市長が認めた場合として、暫定的なものとして整理をしてまいりました次第でございます。

ただ、実際に令和7年度住民税非課税世帯の減免の申請状況、それから令和8年度の新規のキッズクラブ入所申込数などを見ておりますと、減免を実施したことによって、申込者が急激に増加するような様子はないということがございましたので、こちらの減免につきまして、恒久的な減免と今後実施していくということを判断いたしまして、改めて条例に住民税非課税世帯を明記する形で、3月議会での改正をお願いしたいということでございます。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） この件に関して質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項(3)第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の変更についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明をお願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） 第3期の子ども・子育て支援事業計画の変更について御説明いたします。

令和7年4月に策定しました第3期子ども・子育て支援事業計画について、一部計画を変更しますので、報告するものでございます。

委員会資料の34ページをお願いいたします。

まず、改定理由について御説明いたします。

可児市には、多くの外国籍児童の方が在住しております、就園者の約半数が認可外保育

施設を利用しておりますけれども、これまで認可外保育施設につきましては、子ども・子育て支援事業計画に含めておりませんでした。

そうした中で、表にありますとおり、外国籍児童数の増加に伴いまして、認可外保育施設でも入所を待つ児童が増加しております、3歳以上の外国籍児童の就園率は日本人の就園率よりも低い状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、改めて認可外保育施設を含めて適正な量の見込みと保育枠の確保を行う必要があると判断しまして、今回、計画を改定するものでございます。

具体的な改定内容について御説明いたします。

(2)保育事業（3歳から5歳）及び(3)保育事業所（ゼロ歳から2歳）につきましては、認可外保育施設を含めて量の見込みと確保数を追加いたします。

なお、これに加えまして、令和7年度実績の幼稚園から保育園へのニーズ移行が当初見込みより加速化していることから、(1)教育事業（3歳から5歳）の量の見込みを下方修正する一方で、(2)保育事業（3歳から5歳）の量の見込みを上方修正するものでございます。

具体的な計画数値の改定につきましては、資料36ページから39ページまでに記載をしてございます。赤字のところが今回数値を変更したというところになりますので、御確認いただければと思います。

なお、この計画変更の内容につきましては、9月に子ども・子育て会議での説明をさせていただきまして、意見の聴取を行いましたけれども、子ども・子育て会議のほうからは意見はございませんでした。

今後のスケジュールにつきましてですが、資料35ページのほうにお戻りください。

今後は、1月にパブリックコメントを実施し、2月に岐阜県と協議を予定しております、また、パブリックコメントの結果につきましては、改めて議会のほうに報告をさせていただく予定です。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） すみません。3歳から5歳の就園率が日本人を大きく下回っている状況だという説明がありますけれども、これは理由としてはどういうことが理由でそういうふうになっているんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 一つは、先ほども申し上げたとおり、外国籍児童の半数が認可外保育施設を選ぶということなんですけれども、いわゆる認可園を希望される方もお見えになるんですけども、やっぱり言葉の問題がありまして、そもそも通訳を配置している園というのが、私ども公立ですとめぐみ保育園と土田保育園、私立ですとかみのて今渡保育園だけになりますので、入ってしまえば慣れるという見方もあるんですが、保護者の方はやっぱり言葉の問題から認可外保育施設、母国語が通じるところを優先して選ぶ方が多くお見えになるということです。

あとは、実際に先ほど申し上げた認可外保育施設のほうも、そもそもその子供の数が増えてくる中で、一定の枠しか当然ないわけでございますので、そうすると、待機という形で入園を待つ方が増えてきているような状況があるということで認識をしております。以上です。

○委員（富田牧子君） そういう認識だというか、現状はそういうふうだということが分かりましたけど、それってやっぱり何か手を打たないと就学のときに本当に困るわけですし、これから日本の社会で生きていってもらうのに、まず最初のところでしっかりと言葉の習得ができるなければ駄目なんで、こういうふうに子供の枠を増やしたとしても、結局のところ、そういう通訳の人とかつなぐ人がいなかつたら育っていかないわけで、そこら辺はどう考えていますか。

○保育課長（可児浩之君） 今現在、通訳の配置に関する国の補助金制度とか、そういったものが実際にはないような状況になっているところでございます。ですので、なかなか配置が、特に私立なんかですと難しいという面もあるうかと思いますし、認可園で、先ほど言ったように100人いるうちの何人がその外国籍児童かということの中で、例えば20人、30人いれば通訳の必要もあるかと思いますけれども、1人、2人だった場合に、その辺りの効率的なことも踏まえて、判断が必要になるということもございます。

市としては、県の要望のほうにも出しておりますけれども、こうしてやっぱり外国籍の方の就園を支援するということで、例えば外国籍の方の保育士資格の取得に関して環境整備といったような形の支援をお願いできないかというようなことを要望しているような状況でございますので、私どもとしても何とかその辺りは対応してまいりたいというふうには考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(4)可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてを議題いたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○こども健康部長（大杉美穂君） では、委員会資料の40ページをお願いいたします。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御説明いたします。

初めに、行動計画の概要についてですが、本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時の準備や発生時の対策の内容を示すものであり、本市におきましては、平成26年11月に策定をしております。

次に、計画改定の趣旨についてですが、今回の改定は、令和7年3月の県行動計画の改定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応で得た知見などを反映し、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して、対策の充実を図ることを目的に行うものです。

次に、3点目の目指すべき姿ですが、感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護、

そして市民生活及び社会経済活動の及ぼす影響の最小化、この2点を主たる目標に据え、この両輪で感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現を目指します。

対策項目につきましては、御覧のとおりの6項目になります。

続きまして、5つ目の改定に伴う主な変更点ですが、これまで5つの発生段階であった分類を準備期、初動期、対応期の3つに見直しております。

次に、情報提供の項目につきましては、これまでの情報収集、提供、共有から情報提供、共有、リスクコミュニケーションとし、偽、誤情報、偽りであったり誤った情報への対応等について追加いたしました。

次に、3点目としては、ワクチンの項目につきましては、これまで医療の中で扱っておりましたが、独立した項目とし、接種に伴う健康被害への対応などについて追加いたしました。

経過と今後のスケジュールにつきましては、8月に計画案につきまして学識経験者から意見聴取を行いました。

今後につきましては、今回の議会説明後、1月にパブリックコメントを実施し、3月議会にてその結果を報告し、その後、公表の予定としております。

続きまして、行動計画の内容ですが、42ページをお願いいたします。

計画の目次となりますが、計画の体系としましては、2章立てとしまして、第1章には計画の基本方針としまして、先ほど説明しました計画の趣旨や目指すべき姿、また市の組織体制などを記載しております。第2章には、対策の考え方及び取組として、先ほどの6つの対策項目ごとに、発生段階ごとの対応を記しております。

続きまして、46ページを御覧ください。

今回の改定に当たりましては、先ほどの説明にもあったように、新型コロナの対応で得た知見を反映した改定ということもございますので、令和2年2月下旬から、5類感染症に変更された令和5年5月8日までの間の市の感染症対応の記録につきまして、新型コロナウィルス感染症対応の経緯として5ページにわたり掲載をしております。

説明は以上になります。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項(5)可児市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○保育課長（可児浩之君） 委員会資料101ページをお願いいたします。

既に先日の一般質問でもお話をさせていただいておりますが、可児市におけるこども誰で

も通園制度の実施体制等について御報告させていただきます。

交流施設の実施については、施設整備や市民の利便性等を踏まえ、市総合会館1階の旧糸
る～むで開設してまいります。

資料、中段の表にありますとおり、定員は13人、開所日は平日のみとし、時間は午前は9時から12時、午後は13時から16時と予定しております。

なお、給食等については、調理設備がないことから提供はしません。

次に、支援が必要な児童の受入れにつきましては記載してあるとおりでございます。

また、開設に当たり、下段の表にありますとおり、施設・設備の整備を行ってまいります。
続いて、資料102ページをお願いいたします。

現行の施設の状況と平面図、写真を掲載しておりますので、また参考いただければと思
います。

続いて、資料103ページをお願いいたします。

今後のスケジュールでございますけれども、まず公立施設につきましては、本議会での補
正予算の可決後、1月に施設整備に取りかかるとともに、保育士を募集し、体制整備を進
めてまいります。

なお、民間事業者につきましては、国の本制度に係る公定価格の公表が12月に予定されて
おりますので、この公表後に再度民間事業者の方へのこの制度の実施意向確認等を行ってま
いりたいと考えております。

また、本議会で認可基準条例等の可決後に、具体的に民間事業者からの認可申請がありま
した場合については、それを受け付けまして、認可をするかどうかを判断していくという予
定でございます。

あわせて、市民に対しましては、1月以降に可児市での実施体制などを随時ホームページ
などを使って周知していく予定でございます。2月末頃には、実際に市民の方の利用者登録
の申請の受付を開始しまして、3月に認定の審査、利用決定後に具体的に面談、予約を開始
するといったような流れで進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君） 確認になりますけれども、民間事業者の余裕枠の部分なんですけれど
も、先ほどの条例の説明の部分で、市内の民間の事業所は定員に達していて、実質余裕部分
がない。また国の方針からはその枠をつくるために通常受け入れ枠を食うことはないというよ
うな説明があったので、その考え方からすると、許可申請が制度移行実施、実施以降はある
ものの、私立、民間事業者については、この制度の実施の許可判断は難しいという印象を受
けているんですけど、そういう捉え方でよろしいですか。

○保育課長（可児浩之君） 先ほども申し上げましたとおり、その余裕活用型については、そ
もそもなかなか可児市の現状では厳しい状況はあるというふうには申し上げましたけれども、

実際にこども誰でも通園制度の定員数を何人に設定して申請してくるか。例えば極端な話、利用定員が100名の保育所の中で、1人だけをこども誰でも通園制度の枠として実施していきますという事業者が出てこないとも限らない。特に小規模保育施設なんかですと、もともと19人以下ですので、1人だけこども誰でも通園制度で使いたいということで申請してくる可能性は十分あると思いますので、20人、30人、通常保育枠を削ってしまうような申請は、もちろん松尾委員の御認識のとおりなかなか認可は難しいなというふうには考えますけれども、その辺りも総合的に踏まえた上で判断をしていくということにはなろうかと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（川合敏己君） 実質ここでは、絆る～むの跡の部屋では2歳未満までの乳児の受入れをするという認識でよろしいですか。

○保育課長（可児浩之君） こども誰でも通園制度自体が3歳未満ということになりますので、先ほどの定員のところでもお話ししましたけれども、ゼロ歳が3人、1歳が5人、2歳が5人と、合計13人のお預かりを実施していくということでございます。以上です。

○委員（川合敏己君） 実はこの資料を見て、さっき匍匐室とかそういうのをこだわって聞いたんですけど、ここって要するに、何と言うんですかね、この保育室というんですかね、そういうのも兼ねているわけですよね。そうすると、乳児室とか匍匐室とかという区切りというのは、なくていいもんなんでしょうか。ちょっとそこら辺がよく分かっていなくて。

○保育課長（可児浩之君） 平面上で特にお示しはしなかったんですけど、基本的にはパーテーション等で仕切りをつけて運用することを考えておりますので、ぐちゃぐちゃになるということではございません。

○委員（川合敏己君） 分かりました。ちょっとやっぱり危険が伴う、歩き回る子もいれば、そうじゃない子が混在するのは危険だと思いまして、ちょっとあえて伺いましたが、パーテーションで仕切られるというお話だったので安心をいたしました。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

○委員（富田牧子君） こここの開所時間で、午前9時から12時まで、午後は13時から16時までということで、たしか1月の利用時間10時間ということですので、1回についてどれぐらい預かるとか、そういうことは決まっているんですか。

○保育課長（可児浩之君） 月10時間までですので、今の話、私どもの開設予定ですと、午前3時間、午後3時間ということになりますので、一旦正午で出てもらうということにはなりますので、1日丸々使いたいという方は、私どもの施設だと6時間は利用はしていただけるという形になります。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は御退席いただいて結構です。
ありがとうございました。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

4. 協議事項、その他を議題といたします。

可児市PTA連合会との議会報告会並びに協議会のほうも、皆さん御協力いただきましてありがとうございました。

先日、可児市PTA連合会岩井会長と学校教育課のほうへ皆さんにお時間を取っていただきました御意見の報告、取りまとめのほうをお渡しをさせていただきました。

岩井会長からのコメントといたしましては、先日は夜遅くまでありがとうございました。おかげさまで活発な意見交換、交流ができた時間となりました。単位PTAの皆さんにとっても貴重な経験となったと思います。今後も地域学校のために連携をお願いいたします。ほかの委員の皆様、そして事務局の皆様にもお礼をお伝えいただければ幸いですというお答えがいただきました。

あわせて、とても意見を我々としては承ったというところの部分ではありましたが、PTAにとってはとてもいい機会になったということで、こういった機会も大変有意義でありましたということで、またの機会をまた設けていただければというようなコメントもいただきました。

そして、学校教育課のほうに関しましては、たくさんの御意見の中に共通する意見がありますので、また時間を取っていただいて見ていただく中で、また今後、予算決算委員会などの動きとか、そういうものが聞こえてきましたら、ぜひ教育福祉委員会のほうに聞かせていただくようお願いをしてまいりました。

議会報告のことについての協議会の中で、一応次のステップとしては、福祉のほうへと思いまして、年間の実施計画、9月12日に皆さんに御承認いただいた中で、2番目といたしまして、高齢者、障がい者の生活支援の実態を把握して、また、地域包括支援センターなどの活動や社会福祉協議会の活動など、また、地域のサロンなどを訪問して、生活者支援に対する生の声を伺っていきたいというところが、一つ大きな目標があるわけですが、先日、副委員長と一緒に高齢福祉課長のところに行ってまいりまして、こういったものを包含するものとしまして、地域包括ケアシステムというものがありますということで、これは可児市地域福祉計画の37ページに、皆さんも見たことがあるこの地域包括ケアシステムの図があるわけですが、こちらのほうがもうあらゆるものが交わりながらこのサイクルを回しているというものがありますと。ですが、すごく複雑な部分もありますので、このシステムについての概要のほうを私と副委員長でもお伺いはしたんですが、これはすごくいい話だなというふうに思いましたので、ここで提案ではございますが、皆さんと一緒にこのシステムを、概要

のほうを勉強させていただいて、そして係の方も、係の方、女性の方がやってみますが、そういういた現場の声なども取り入れながらということで、勉強会をまた行いたいというふうに思います。

そして、皆さんのはうでいいというふうに言っていただければ、改めて高齢福祉課長のほうに依頼をしまして、また日時等も決定して勉強会を進めていきたいと思っております。

皆さん、この件に関しては、このような形でケアシステムを勉強するという格好で進めていってもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

ありがとうございます。

この勉強会の中で、また現場のことも想像がつくような内容、そして現場の抱えているような課題なんかも見えて、また皆さんと共有できれば、またこの目標年次計画にのっとったような形で現場も見ていきたいというふうに思っております。

また、改めて日程のほうも皆さんのはうに相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あと、その他のほうで皆さんのはうから、この教育福祉委員会の関係で、何か御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

そのほかはございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは以上で、本日の案件は全て終了しました。

発言も皆さんからたくさんいただきました。

これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時33分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月12日

可児市教育福祉委員会委員長